

「イソピラザム」「シフルメトフェン」「フルエンズルホン」「プロチオコナゾール」「アバメクチン」及び「アルトレノゲスト」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

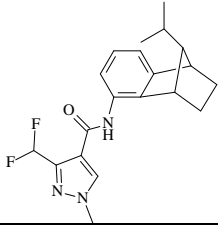
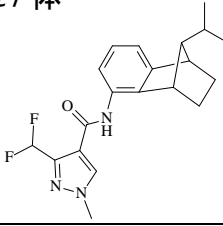
1. イソピラザム（農薬）
2. シフルメトフェン（農薬）
3. フルエンズルホン（農薬）
4. プロチオコナゾール（農薬）
5. アバメクチン（農薬及び動物用医薬品）
6. アルトレノゲスト（動物用医薬品）

イソピラザム

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年2月25日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく新規登録**」申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成27年2月27日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づく**インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イソピラザム (Isopyrazam)	
構造式	syn 体 	$anti$ 体 
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾールカルボキサミド系の殺菌剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系の複合体Ⅱ（コハク酸脱水素酵素）を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、りんご、トマト等への新規登録申請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.06 mg/kg 体重/day ARfD=0.3 mg/kg 体重
	国際基準	大麦、小麦、バナナ等
	諸外国	米国基準：バナナ、りんご等 カナダ基準：バナナ EU基準：バナナ、りんご等 ニュージーランド基準：大麦、小麦、かぼちゃ 豪州：基準なし インポートトレランス要請：かぼちゃ（ニュージーランド）
食品安全委員会での評価等	平成23年10月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年11月26日 食品健康影響評価結果通知を受理 ADI=0.055 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シフルメトフェン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年1月8日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シフルメトフェン (Cyflumetofen)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	アシルアセトニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。ミトコンドリアの電子伝達系におけるエネルギー生産を阻害することにより、殺ダニ効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、いちご、茶等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.1 mg/kg 体重/day ARfD=設定の必要なし
	国際基準	ぶどう、かんきつ等
	諸外国	米国基準: ぶどう、かんきつ等 カナダ基準: ぶどう、オレンジ等 EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: トマト、ナッツ類(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成17年10月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年4月19日 食品健康影響評価結果通知を受理 【2】平成21年6月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年1月21日 食品健康影響評価結果通知を受理 【3】平成23年10月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年3月29日 食品健康影響評価結果通知を受理 ADI=0.092 mg/kg 体重/day	

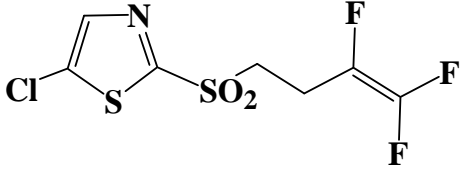
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルエンスルホン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年3月12日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成27年4月1日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルエンスルホン(Fluensulfone)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	フルオロアルキルチオエーテル基を有する殺虫剤である。作用機構は不明であるが、本剤がネコブセンチュウに直接接触することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、きゅうり、トマト等への新規登録申請 使用方法: 土壌混和	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.01 mg/kg 体重/day ARfD=0.3 mg/kg 体重
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: うり科、果菜類 カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス要請: だいこん類、オクラ等(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

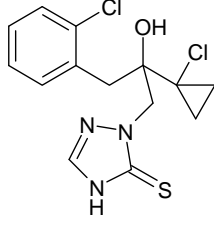
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロチオコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年4月6日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロチオコナゾール(Prothioconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾリンチオン構造を有する殺菌剤である。脂質生合成経路中の2,4-メチレンジヒドロラノステロールのC14位の脱メチル化を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.05 mg/kg 体重/day ARfD=0.8 mg/kg 体重
	国際基準	小麦、大麦、だいち、豆類等
	諸外国	米国基準:小麦、大麦、ばれいしょ、とうもろこし等 カナダ基準:小麦、大麦、なたね等 EU基準:小麦、大麦等 豪州基準:穀類、なたね等 ニュージーランド基準:穀類等
		インポートトレランス要請:ブルーベリー、きゅうり等(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成20年6月2日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年7月23日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成25年6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年8月5日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.011 mg/kg 体重/day	

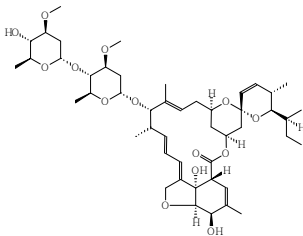
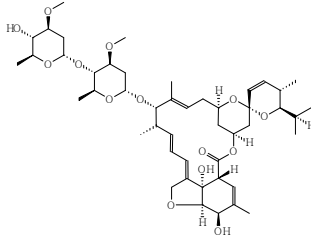
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アバメクチン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年1月16日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理
- 平成27年2月10日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	アバメクチン (Abamectin)	
構造式	アベルメクチン B1a 	アベルメクチン B1b 
用途	殺虫剤・寄生虫駆除剤	
作用機構	マクロサイクリックラクトン系の殺虫剤である。GABA(γアミノ酪酸)受容体に作用し、神経シグナルを阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【農薬】 農薬登録がなされている。 適用作物: なす、ピーマン、すいか、メロン、ねぎ、茶等 今回、トマト、きゅうり、かんきつ類への適用拡大申請 使用方法: 散布 【動物用医薬品】 承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.002 mg/kg 体重/day
	JECFA	ADI=0.001 mg/kg 体重/day
	国際基準	りんご、ホップ、レタス、いちご、トマト等
	諸外国	米国基準: りんご、ぶどう、なし等 カナダ基準: りんご、セロリ、ばれいしょ等 EU基準: もも、いちご、レタス等 豪州基準: なし、トマト、ホップ等 ニューゼaland基準: トマト、アボカド等 インポートトレランス要請: レタス等(米国)、いちご(EU)
食品安全委員会での評価等	平成19年4月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年2月9日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.0006 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

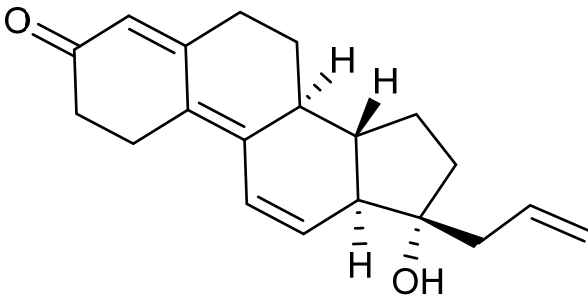
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

アルトレノゲスト

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成25年3月14日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理
- ・「ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し」

2. 評価依頼物質の概要

名称	アルトレノゲスト(Altrenogest)	
構造		
用途	ホルモン剤	
作用機構	脳下垂体に作用することで、性腺刺激ホルモンの分泌を抑制すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 豚 カナダ基準: 豚 EU基準: 豚及び馬 豪州基準: 豚 ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: 豚(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【イソピラザム】

- ・ 一般薬理試験
- ・ 作物残留試験
- ・ 土壌吸着試験
- ・ 土壌残留試験

【シフルメトフェン】

- ・ 28日間亜急性経皮毒性試験
- ・ 1年間慢性毒性試験
- ・ 発がん性試験
- ・ 代謝物の28日間亜急性毒性試験
- ・ 作物残留試験

【プロチオコナゾール】

- ・ 作物残留試験

【アバメクチン】

- ・ 作物残留試験

食品健康影響評価の審議状況

(平成27年6月26日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 27年度分	自ら評価	合計	評価終了		意見 募集中 注3)	審議中 注1)
						うち 27年度分		
添加物 注11)	156	1	0	156	139	1	7	10
農薬	1004	5	0	1004	737	15	14	253
うちポジティブリスト関係	485		0	485	286	6	6	193
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	519	24	0	519	458	3	3	58
うちポジティブリスト関係	109	1	0	109	72	2	2	35
化学物質・汚染物質 注8)	62		3	65	60		0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	9	1	1	6
微生物・ウイルス 注9)	13		2	15	14		0	1
プリオン	45	5	16	61	44	2	0	17
かび毒・自然毒等 注4)	7		3	10	10		0	0
遺伝子組換え食品等	225	5	0	225	211	7	1	13
新開発食品 注5)	81		1	82	79	1	2	3
肥料・飼料等	200	3	0	200	135	8	0	65
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57		0	43
肥飼料・微生物合同 注10)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 注6)	1		1	2	1		0	1
合計	2,333	43	26	2,359	1,901	38	28	432

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。
9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。
11 平成25年11月20日付けで評価要請のあった過酢酸製剤及び同製剤に含まれる物質については、過酢酸製剤の評価に当たり「酢酸」「過酸化水素」も評価したため、過酢酸製剤及び「過酢酸」「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」「オクタン酸」「酢酸」「過酸化水素」の計6件として記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成27年6月26日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイズン注射液及びバシット注射液)㊟㊱	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊟㊱	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟㊱、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㊟㊱、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㊟㊱	3
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム ㊱、スルファメキサゾール ㊱、トリメプリーム ㊱、セファピリンベンザチン ㊱、セファピリンナトリウム ㊱	5
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊱、スルファメキサゾール☆㊱、セファピリン☆㊱、トリメプリーム☆㊱	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㊱	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆	3
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)㊟㊱	1
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイゾゾール☆㊱	3
19/ 3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⓔは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓕは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。
 ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆Ⓔ、スルファジメキシム☆Ⓔ、スルファモメキシム☆Ⓔ	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価Ⓕ	2
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆Ⓔ	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆Ⓔ	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)ⒻⒺ 1	
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒDRAMETILNON☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施についてⒻ	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トピシリン Ⓔ	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシム☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシム☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆Ⓔ、ピランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロロボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	4
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■	2
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。Ⓔは肥料・飼料等専門調査が担当

する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆ 	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆ 、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ 、β-カロテン☆ 、クエン酸☆ 、酒石酸☆ 、トウガラシ色素☆ 、トコフェロール☆ 、乳酸☆ <small>＜農薬用途もあり＞</small> 、マリーゴールド色素☆ 、メナジオン☆ 、レチノール☆ 	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム 	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆ 	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆ <small>（全て飼）</small>	3
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール <small>＜一部☆＞</small> 、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリム☆	5
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、バラチオン☆、ビクロゾリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス <small>（飼）</small> ☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆ <small>＜一部（飼）＞</small>	2
23/1/24	厚	農薬 テブフェンピラド ■ <small>＜一部☆＞</small> 、ペンコナゾール☆	3
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆ 、スピラマイシン☆ 、セフロキシム☆ 	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン <small>＜一部☆＞</small> 、ベンフラカルブ <small>＜一部☆＞</small> ■ 、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 キノメチオナート ■ <small>＜一部☆＞</small> 、エタメツルフロメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆	6
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド 	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル <small>（飼料）</small> ☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソロン☆、フェナリモル☆	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロメチル☆、クロルスルフロ ン☆、クロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロメチル☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、ジクロホ ップメチル☆、トリフロキシスルフロメチル☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサ プロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	13
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロメチル☆	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、 ジクロロボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/3/26	厚	農薬 リムスルフロメチル☆	1
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、テフルトリン☆、 トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	8
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆、センデュラマイシン☆、 バシトラシン☆	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。☒は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆圃、サラフロキサシン☆圃、ネオマイシン☆圃	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆圃	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル■〈一部☆〉、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダズン☆、ジクロプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニューロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	13
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆	8
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン 圃	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料) ■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品) ■	1
25/11/14	厚	農薬 メピコートクロリド☆	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリン■<一部☆>	2
26/2/3	厚	農薬 オキスポコナゾールフマル酸塩☆	1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(飼料) ■	1
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(食品) ■	1
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料) ■	1
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品) ■、除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品) ■	2
26/3/25	厚	農薬 MCPB■<一部☆>	2
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆	3
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/6/3	内	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
26/6/18	厚	対象外物質 グルカン■	1
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル■■	1
26/9/9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
26/9/9	厚	動物用医薬品 ロメフロキサシン■■	1
26/10/17	厚	添加物 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
26/10/17	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
 (平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
26/11/5	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
26/11/19	厚	添加物 亜セレン酸ナトリウム■	1
26/11/26	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤(バイトリルワンジェクト注射液)■	1
26/11/28	厚	動物用医薬品 エンロフロキサシン■	1
27/1/8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/1/13	厚	農薬 イソフェタミド■、トリフロキシストロビン■、フェンヘキサミド■、フルオピラム■、フロメキン■	5
27/1/13	厚	動物用医薬品 イブロンダゾール	1
27/1/21	厚	添加物 硫酸亜鉛■	1
27/2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/2/16	厚	農薬 1,3-ジクロロプロペン■、テブコナゾール■、ビシクロピロン■、ベンゾビンジフルピル■	4
27/2/25	厚	遺伝子組換え食品等 NZYM-RO 株を利用して生産された 6- α -グルカトランスフェラーゼ■	1
27/3/10	厚	農薬 フルオピコリド■	1
27/3/10	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)㊟■	1
27/3/12	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン ㊟■	1
27/3/12	厚	飼料添加物 モネンシン	1
27/3/12	農	飼料添加物 モネンシンナトリウム	1
27/3/30	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/22	農	動物用医薬品 フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロール)■、フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤(フロロコール2%液)㊟■	3
27/4/23	厚	動物用医薬品 フロルフェニコール ㊟、フルニキシメグルミン■	2
27/4/24	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411 系統(食品)■	1
27/4/24	農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411 系統(飼料)■	1
27/6/5	厚	添加物 次亜臭素酸水	1
27/6/8	厚	プリオン めん羊及び山羊の牛海綿状脳症(BSE)対策	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
 (平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。
 ㊟は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
27/6/10	厚・農	動物用医薬品 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)混合ワクチン(インゲルバック3フレックス) 2
27/6/10	農	豚オーエスキー病 (gI-、tk-) 生ワクチン (酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液) (ポーシリス BegoniaDF・10、ポーシリス BegoniaDF・50) 1
27/6/10	農	動物用ワクチンの添加剤として使用する成分 1 7

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。Ⓜは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ ★	1
27/3/18～4/16	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■★	1
27/4/22～5/21		
27/5/13～6/11	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素) ■	6
27/5/13～6/11	農薬 アミスルブロム ■	1
27/5/20～6/18	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート(PEN)を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1
27/5/27～6/25	農薬 オキサチアピプロリン ■、チアマトキサム ■、フルアジホップ ■〈一部☆〉、ベンチアバリカルブイソプロピル ■	5
27/5/27～6/25	農薬及び動物用医薬品 ジフルベンズロン ☆	
27/5/27～6/25	薬剤耐性菌 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)の承認に係る薬剤耐性菌 ㊦	(-)
27/6/3～7/2	2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤(ポプリバ)	2
27/6/10～7/9	特定保健用食品 大麦若葉粉末 ※■	1
27/6/10～7/9	DP-No.2 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン ■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
27/4/7	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)	1
27/4/14	厚	動物用医薬品 ジメトリダゾール☆、クロサンテル☆	2
27/4/14	厚	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■、NZYM-SO 株を利用して生産されたα-アミラーゼ■	2
27/4/14	農	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	1
27/4/14	農	薬剤耐性菌 牛及び豚に使用するセフチオフル製剤に関わる薬剤耐性菌 ㊦㊧	2
27/4/21	厚	対象外物質 イタコン酸■、ポリグリセリン脂肪酸エステル■	2
27/4/21	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミンバリルグリシン■、GLU-No.7 株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■	2
27/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(食品)■	1
27/4/28	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(飼料)■	1
27/5/12	厚	農薬 イソキサフルトール■、ジエトフェンカルブ☆■、テブラロキシジム☆、トリアファモン■	5
27/5/12	厚	動物用医薬品 セフチオフル■	1
27/5/12	農	動物用医薬品 動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)及びセフチオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)■㊦、塩酸セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセルRTU)■㊧	3
27/5/12	厚・農	動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質 L-カルニチン■	2
27/5/12	消	特定保健用食品 蹴脂茶 ※■	1
27/5/19	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
27/5/26	厚	対象外物質 グリセリン酢酸脂肪酸エステル■	1
27/5/26	農	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌■ (一)	
27/6/3	厚	動物用医薬品 メクロプラミド☆	1
27/6/10	厚・農	農薬 エトフェンプロックス■、クロフェンテジン☆、クロルプロファミン☆、ピコキシストロビン■、ピロキロン<一部☆>	7

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊧は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針